

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

令和7年4月1日 現在

団体名	国基準支給率割合	団体支給率割合
八王子市	15.0%	16.0%
立川市	14.0%	14.0%
武蔵野市	16.0%	18.0%
三鷹市	14.0%	16.0%
青梅市	15.0%	16.0%
府中市	15.0%	16.0%
昭島市	15.0%	16.0%
調布市	16.0%	16.0%
町田市	16.0%	16.0%
小金井市	15.0%	16.0%
小平市	16.0%	16.0%
日野市	16.0%	16.0%
東村山市	15.0%	15.0%
国分寺市	16.0%	16.0%
国立市	15.0%	16.0%
福生市	15.0%	15.0%
狛江市	16.0%	16.0%
東大和市	14.0%	12.0%
清瀬市	16.0%	16.0%
東久留米市	10.0%	10.0%
武蔵村山市	7.0%	13.0%
多摩市	16.0%	16.0%
稲城市	15.0%	16.0%
羽村市	10.0%	10.0%
あきる野市	14.0%	14.0%
西東京市	15.0%	16.0%
瑞穂町	4.0%	14.0%
日の出町	4.0%	14.0%
檜原村	4.0%	16.0%
奥多摩町	4.0%	16.0%
大島町	4.0%	4.0%
利島村	4.0%	16.0%
新島村	4.0%	8.0%
神津島村	4.0%	4.0%
三宅村	4.0%	4.0%
御蔵島村	4.0%	4.0%
八丈町	4.0%	6.0%
青ヶ島村	4.0%	4.0%
小笠原村	4.0%	4.0%

※地域手当の級地区分及び支給割合が見直され、都内市町村は令和7年度から全て2級地(16%)とされたが、支給割合の引上げは、改正に要する原資の状況等を踏まえて段階的に実施される。令和7年度の国基準支給率割合(支給割合の段階的引き上げ完了までの間に毎年、従前の支給割合ごとに定められる支給割合)は上記のとおりであり、段階的引上げの完了時には16%に統一される見込み。